

**保育専門アドバイザーなど
外部の専門家が「不適切保育の相談窓口」を行う事業は23区初！**

事業名	<p style="text-align: center;">～Webで24時間365日受付～</p> <p style="text-align: center;">不適切保育相談窓口を設置し相談対応を強化します</p>
------------	--

ここがポイント	<p>◆不適切保育が疑われる事案の相談窓口を設置。</p> <p>◆寄せられた相談に専門的な知見を有する保育専門アドバイザーが迅速かつ的確に対応する仕組みを構築。</p>	事業費	<p style="font-size: 24px;">154万円</p> <p>(第3回定例会補正額)</p>
----------------	---	------------	---

区は、令和3年4月に児童相談所設置市となり、保育施設等の指導検査や巡回指導を行うとともに、保育アドバイザー派遣や専門家の活用をすることで、保育の質の向上を図り、不適切保育の未然防止を図ってきました。

全国の区市町村の保育施設全体で1,316件の不適切保育が確認
こども家庭庁及び文部科学省の全国調査
 (対象期間:令和4年4月～12月令和5年5月公表)

子どもの最善の利益を考慮した保育の実現に向けて、区は保育施設等と緊密に連携する立場として、助言・指導を行うことが期待されています。

区の取組

相談受付

現場調査

(重大案件)
第三者委員会設置

改善指導

1 不適切保育相談窓口の設置 (24時間365日WEB相談)

相談内容: 保育施設内での園児等へ不適切保育が疑われる事案や保育に関する相談
 相談受付: 区と保育専門アドバイザー(委託事業者)で相談から指導まで対応
 相談者: 保護者・近隣住民・施設職員等
 開始時期: 令和6年1月(予定)
 ※保育専門アドバイザー(委託事業者)は、保育の専門的知見を有するスタッフです。

2 不適切保育を疑う事案から改善までの仕組みの構築

寄せられた相談に対し、保育専門アドバイザーと区職員の現場調査・現場指導を行い、改善につなげ、重大案件については、弁護士を含めた第三者委員会を設置し、原因究明や再発防止策を講じ、子どもの権利を守ります。

※不適切保育とは、「身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、その他子どもの心身に有害な影響を与える行為と虐待等が疑われる行為」を言います。

概要



問合せ	<p>課長 子ども政策課長 横尾 ☎ 03-3578-2440(直通)</p>
	<p>係長 子ども政策課 子ども政策推進係 溝口 ☎ 03-3578-2680(直通)</p>